

消費生活 相談 Q&A

マルチ商法に 狙われた若者



Q 先輩から「いいアルバイトがある。5万や10万円の話ではない」と誘われました。販売組織の会員になり30万円の健康食品セットを購入しました。友人を誘ってもうまくいかないのではやめたいのですが。

A 20歳代の若者が巻き込まれるマルチ商法(連鎖販売取引)の被害は確実に増え続けています。組織にどっぴりはまり込み、周囲の意見に耳を貸さない場合も見受けられます。素人が商品販売(サイドビジネス)で簡単にもうかるとも思えません。

そこでトラブル救済のために特商法(特定商取引に関する法律)が改正され、連鎖販売組織から自由に退会(中途解約)できるようになりました。組織に入会して1年未満の人は商品販売契約についても最大1割負担で返品が可能ですので清算してもらいましょう(ただし退会時からさかのぼって90日以内に購入した物で未使用の物などの条件があります)。

このようなトラブルから身を守るには「絶対もうかる」などという甘い話は信じないことです。「よくわからないけどもうかりそう」などと気軽に参加してはいけません。近ごろはネズミ講(法律で禁止)に近い契約トラブルも発生しています。なお、いわゆるマルチ商法には20日間のクーリング・オフ(無条件解除)が認められています。勧誘の際に不実告知などがあった場合は契約の取り消しを求めることもできます。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

市長室から お答えします

高齢者の健康づくりについて

Q 高齢化も進み、わたしたち高齢者の健康づくりが必要と思われます。高齢者の健康増進を目的に、体操教室などの講座を開設していただけませんか。

A 高齢者福祉課では、高齢者の健康増進、高齢者相互の交流、社会参加の促進を図るため教養講座を開設しています。健康維持を目的にエアロビクス・太極拳・フラダンス・リトミック・ラージボール(卓球)・水中体操教室、文化教養活動の一環で色えんぴつ画・オカリナ・ハーモニカ・絵てがみ・英会話などの各教室に多数の参加を得て充実した活動を行っています。

また、健康増進課で取り組んでいる高齢者の健康講座については、寝たきり予防を主な目的として、生活習慣病の予防・健康体操・食生活・歯科保健などをテーマに実施しています。開催会場につきましては、参加者の利便を考慮し、老人福祉センター・保健福祉館・地区公民館などの各会場で実施しています。



各講座や教室など、くわしくは高齢者福祉課(☎20-1537)または健康増進課(☎27-1111)へお問い合わせください。

消防・防災・防犯 暮らしの安全 知 っ 得 情 報

3日分の備えを 忘れずに



昨年の新潟県中越地震後、政府中央防災会議で発表された「成田直下地震の被害想定」や2月16日に発生した茨城県南部を震源とする震度5弱の地震は、地震に対する備えの必要性を再認識させるものでした。

大災害が発生した場合、水道やガスが使えなくなったり、道路の損壊などにより救援活動が速やかに行えない場合もあります。災害発生後の3日間は自足できるよう準備をしておきましょう。

- 水...飲料水は大人1人当たり1日3ℓを目安に、ペットボトルやポリ容器に水をためておくとう便利でしょう。
- 食糧...缶詰やレトルト食品、ドライフードなどのそのまま食べられるものや、簡単に調理できるものを準備しましょう。

避難所などでは配給食が多くなり、食欲が減退したり、体調を崩したりする恐れがあります。また、アレルギー体質の人や高齢者、子どもなど配給食を食べることが難しい場合もあります。食事は元気の源です。

- 燃料...卓上コンロや固形燃料、予備ボンベ
- その他...毛布、寝袋、洗面用具、ラップ、食器類、使い捨てカイロ、ロープ、パール・スコップなどの工具、マスク、トイレトペーパー、簡易トイレ、予備のメガネ、ドライシャンプーなどを備えておくと、いざというときに便利です。

くわしくは防災対策課(☎20-1523)へ。

特別障害給付金

4月から新たな制度が始まります

この制度は、特別な事情により障害基礎年金などを受給していない障がい者に対する福祉的措置として給付金の支給を行うもので、内容は次のとおりです。

●対象者

平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者
(厚生年金、共済組合などの加入者)の配偶者

または に該当し、国民年金に任意加入していなかった
期間内に初診日があり、
現在、障害基礎年金の1、
2級相当の障がいの状態に
ある人

●支給額

1級の人 = 月額50,000円

2級の人 = 月額40,000円

●請求

請求書の受け付けは、4月
1日から保険年金課で行いま
す。ただし、障害認定など
の審査、支給事務は社会保
険事務局(社会保険庁)で行います。

●注意事項

給付金の支給は、請求書を受け付けた月の翌月からとな
りますので、5月分から受け取るためには4月中に請求書を
提出してください。

特別障害給付金については、千葉社会保険事務局佐原事務
所 ☎ 04 78-55-8887 へ問い合わせてください。



学生納付特例制度

卒業してから保険料を後払い

学生納付特例制度は、学生で国民年金保
険料を納められないとき、保険料納付を猶
予し、卒業してから後払い(追納)できる
制度です。手続きは年金手帳、学生証(写
しでも可) 印鑑 本人が署名する場合は不
要)を持って保険年金課へ。申請は毎年度
必要です。

老齢福祉年金

支払いを受けたら
年金証書は保険年金課へ

老齢福祉年金は明治44年以前に生まれた
人など、限られた人が受給している年金で
す。この年金の4月期の支払いを受けた人
は、速やかに年金証書を保険年金課へ提出
してください(次回8月期分の新年金額を記
入します)。

年金制度改正

4月から保険料が
月額13,580円になります

国民健康保険 こんなときには14日以内に届け出を

	こんなとき	届け出に必要なもの
入るとき 国保に	成田市に転入してきたとき 職場の健康保険をやめたとき 子どもが生まれたとき 生活保護を受けなくなったとき 外国籍の人が入るとき	職場の健康保険資格の喪失証明書、 保険証、母子健康手帳、印鑑 生活保護廃止決定通知書、 外国人登録証明書、パスポート、
やめるとき 国保を	市外へ転出するとき 職場の健康保険に入ったとき 死亡したとき 生活保護を受けるようになったとき 外国籍の人がやめるとき	保険証、 国保・職場の健康保険の保険証、 保険証、死亡を証明するもの、印鑑、 保険証、保護開始決定通知書、 保険証、帰国の場合は帰国日の分かるもの、
そのほか	退職者医療制度に該当するとき 住所・世帯主・氏名・続柄などが変わったとき 保険証をなくしたとき・汚して使えなくなったとき 長期出張などで別個の保険証が必要なとき 就学のため市外で居住するとき	保険証、年金証書 保険証 身分を証明するもの(免許証等) 印鑑 保険証、印鑑 保険証、在学証明書、印鑑

同じ世帯で国民健康保険の加入者がいる場合は、その保険証。加入者がいない場合は、身分を証明するもの(免許証など)をお持ちください

高齢受給者証の交付を受けている人は、受給者証をお持ちください